

平成 26 年度第 3 回児童福祉専門分科会会議録

会議の名称	平成 26 年度第 3 回 札幌市児童福祉専門分科会
日時・場所	平成 27 年 1 月 16 日（金）09：30～11：30 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 5 名 / 9 名中	松本 伊智朗（分科会長）、小野 志美（副分科会長）、上田 厚子、田中 貞美 森長 弘美
傍聴者数	なし

議事	概要
1. 会議の非公開について	<p><事務局説明></p> <p>附属機関の審議は原則公開となっているが、札幌市情報公開条例においては、許認可、紛争処理、試験などに関するもので公開することが適当でないと認められる場合は、非公開とすることができると定められている。本日の会議における地域型保育事業の認可に関する審議については、設置主体の資金計画や整備予定地など一般には公開していない情報が含まれていることから、公開することが適当でないと認め、一部を非公開とすることについて、委員全員が了承した。</p>
2. 地域型保育事業の認可について	<p><事務局説明></p> <p>資料 2 を使用し説明</p> <p>【地域型保育事業の予備審査結果について】</p> <p>今回の審査案件である、小規模保育事業 25 件、家庭的保育事業 1 件、事業所内保育事業 5 件、計 32 件について、平成 26 年度第 1 回札幌市児童福祉専門分科会にて承認された共通審査基準に基づき予備審査を行った結果、小規模保育事業 1 件、家庭的保育事業 1 件の計 2 件を除く 30 件の事業者が「適」であると判断した。</p> <p>資料 4 を使用し説明</p> <p>【共通審査基準の取扱いについて】</p> <p>「共通審査基準」については、平成 26 年 10 月 23 日第 1 回札幌市社会福祉審議会児童専門分科会にて承認いただき、これを基に地域型保育事業の整備計画について審査を行ってきた。</p> <p>この「共通審査基準」は、児童福祉法及び札幌市児童福祉法施行条例に定める認可基準や設備・運営基準等に沿う形で審査項目を作り、具体的な審査内容については国からは何ら示されていなかったことから、認可保育所に関する審査基準等を参考に、地域型保育事業の事業規模等を勘案し札幌市が定めたものである。</p> <p>この度、国から「家庭的保育事業等の認可等について」の通知が発出され、審査方法について具体的な指針が示されたことを受け、先に策定した「共通審査基準」と「国通知」の内容を比較し、「共通審査基準」の見直しを行うもの。</p>

	<p>地域型保育事業の認可に関する予備審査結果について、認可申請時点において、計画通りであることを札幌市が確認できる場合に限るという条件を付した上で、認可することが適当であると委員全員により承認された。</p> <p>また、共通審査基準の取扱いについて、次回以降、見直し後の共通審査基準により審査することが承認された。なお、定員 10 名未満の地域型保育事業者に対しても運営委員会の設置を義務付けるか否かは引き続き検討することとした。</p>
<p>3. 児童養護施設の改築整備について</p>	<p><事務局説明></p> <p>対象事業は、国の次世代育成支援対策施設整備交付金を活用した補助事業であり、27 年度から 28 年度にかけて工事を行うもの。</p> <p>児童福祉総合センターにおいて予備審査を行った結果、共通審査基準に基づき審査したところ、適と判断した。</p> <p>この予備審査結果について、委員全員により承認された。</p>